

半田市職員の公益通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員が知り得た行政運営上の違法な行為等に関して行われる通報について、必要な事項を定めることにより、違法な事態を防止し、又は損失を最小限に抑え、公正な職務の遂行を確保するとともに、公務に対する市民の信頼を確保し、公正かつ民主的な市政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 一般職の職員及び特別職の職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号の非常勤職員をいう。
- (2) 公益通報 公益を守るために職員が知り得た行政運営上の他の職員の違法な行為又は違法性の高い行為に関しての通報をいう。
- (3) 公益通報相談員 職員からの公益通報を受けるために設置する弁護士の資格を有する相談員をいう。
- (4) 公益通報メールアドレス 電子メール機能を利用した公益通報に係るメールを受信するための専用のメールアドレスをいう。

(公益通報)

第3条 職員は、次の事案について市民全体の利益及び行政に対する信頼への著しい損害をもたらすおそれがある事項を知り得たときは、第5条に規定する公益通報委員会に対し、総務部総務課長（総務部総務課長に係る公益通報は総務部長）（以下「総務課長」という。）あて又は公益通報相談員あてに公益通報を行うことができる。この場合において、総務課長あての公益通報は文書又は公益通報メールアドレスにより、公益通報相談員あての公益通報は文書又は電話により行うものとする。

- (1) 法令（条例、規則及び訓令を含む。）違反又はこれに至るおそれのある事案
- (2) 市民の生命、健康及び財産に重大な損害を与えるおそれのある事案
- (3) その他市民全体の利益等公益に反するおそれのある事案

2 前項に規定する公益通報をするときは、原則として実名により通報することとし、通報する職員の氏名及び所属、発生日時及び場所、証拠の状況等をわかりやすく伝えなけ

ればならない。ただし、当該通報事実が客観的に証明できる資料がある場合は、実名によらないことができる。

3 公益通報は、市の行政運営の適正化に資するために行うものであり、誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等個人的な感情によって利用をしてはならない。

4 第1項の規定にかかわらず、勤務条件に関する事案については、公益通報をすることができない。

(公益通報の処理)

第4条 公益通報相談員は、前条に規定する公益通報を受けたときは、速やかに総務課長に報告しなければならない。

2 総務課長は、前条に規定する公益通報を受けたとき又は前項の報告を受けたときは、次条に規定する公益通報委員会に速やかに報告しなければならない。

(公益通報委員会の設置)

第5条 職員からの公益通報を処理するため、公益通報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、副市長、企画部長、総務部長及び公益通報相談員1名をもって構成する。

3 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

4 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

6 委員に係る公益通報については、当該委員は、次条第3項の場合を除き、会議に参加することができない。

(委員会の職務)

第6条 委員会は、通報の報告を受けたときは、直ちにその概要及び当該通報に係る受理又は不受理の判断を行い、通報報告書（様式第1）により市長に報告しなければならない。

2 委員会は、必要があると認めるときは、市長が指定する職員（以下「調査員」という。）に調査をさせることができる

3 委員会は、前項に規定する調査のほか、必要があると認めるときは、公益通報に係る事案の決定に関し権限を有する者及び公益通報に係る職員を監督する責任を負う者（以下「管理者等」という。）並びに公益通報に係る当該職員から事情を聴くことができる。

4 委員会は、審議内容を調査結果報告書（様式第2）により、内容を証する資料とともに

に市長に報告しなければならない。

5 委員会は、調査の結果を公益通報した職員に報告しなければならない。ただし、匿名又は報告を希望しないとして公益通報した職員に対しては、この限りでない。

6 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(調査員の調査)

第7条 調査員は、次に掲げるところにより調査を行い、当該調査が終了したときは、調査結果を調査報告書(様式第3)により委員会に報告しなければならない。

(1) 管理者等に説明を求め、及びその管理する関係書類を閲覧し、又はその提出を求めること。

(2) 管理者等に事情の聴取又は実態調査についての協力を求めること。

(市長の責務)

第8条 市長は、第6条第4項に規定する報告を受けたときは、必要に応じて関係職員を告発するほか、再発防止のため必要な措置をとらなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 公益通報をした職員(以下「通報者」という。)に関する情報は、非公開とするとともに、通報者は、通報したことにより人事、給与その他の職員の勤務条件の取扱いについて、いかなる不利益も受けない。

(運営状況の公表)

第10条 市長は、公益通報の件数、主な内容等について、毎年度公表しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、収入役に係る改正後の規定（削除する規定を含む。）は適用せず、改正前の規定は、なおその効力を有する。

様式第 1（第 6 条関係）

年 月 日

通 報 報 告 書（公益通報委員会→市長）

通 報 日 時	年 月 日 時 分	通報の 方法	
通 報 者 名	_____部 _____課 氏名_____・匿 名		
連 絡 先			
通 報 受 付 者			
通 報 内 容			
留 意 事 項		事 務 局 受 付 印	
調査結果の報告	希望する・希望しない		

通 報 事 実 の 検 討

受理 不受理 （理由）	
通報対象事実を裏付ける証拠等	十分・不足
調 査 の 必 要 性 の 有 無	有 ・ 無
調 査 開 始 の 決 定 日	年 月 日

様式第 2 （第 6 条関係）

年 月 日

調 査 結 果 報 告 書（公益通報委員会→市長）

公益通報委員会委員長 _____

調 査 受 付 日	年 月 日
受 付 番 号	第 号
通 報 者 名	_____部 _____課 氏名_____・匿 名
通 報 内 容	
調 査 方 法	
調 査 結 果	
公益通報委員会の 対応・不対応 の判断及びその 理由	
特 記 事 項	

調 査 報 告 書（事務局→公益通報委員会）

調 査 受 付 日	年 月 日	
受 付 番 号	第 号	
通 報 者 名	部 課 氏名 ・ 匿 名	
通 報 内 容		
調 査 方 法		
調 査 結 果		
特 記 事 項		
調 査 員		